

利根町告示第 15 号

平成 22 年第 1 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 3 月 1 日

利根町長 遠 山 務

1 . 招 集 の 日 平成 22 年 3 月 4 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成22年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	3 . 4	木	本 会 議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	3 . 5	金	本 会 議	議案説明（一部採決） （特別委員会設置付託）	午前10時
3	3 . 6	土	休 会	議案調査	
4	3 . 7	日	休 会	議案調査	
5	3 . 8	月	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
6	3 . 9	火	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
			総務委員会	付託審査（請願審査）	午後2時
7	3 . 10	水	休 会	議案調査〔利根中学校卒業式〕	
8	3 . 11	木	特別委員会	付託審査（予算審査）	午前10時
9	3 . 12	金	特別委員会	付託審査（予算審査）	午前10時
10	3 . 13	土	休 会	議案調査	
11	3 . 14	日	休 会	議案調査	
12	3 . 15	月	特別委員会	付託審査（予算審査）	午前10時
13	3 . 16	火	特別委員会	付託審査（予算審査）	午前10時
14	3 . 17	水	休 会	議案調査	
15	3 . 18	木	本 会 議	予算審査委員長報告 質疑・討論・採決  閉会	午前10時

平成22年第1回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成22年3月4日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	飯田美代子君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	木村克美
書記	蛭原一博
書記	飯田江理子

1. 会議録署名議員

8番 今井利和君

9番 五十嵐辰雄君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成22年3月4日(木曜日)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第3号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第5号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例

日程第7 議案第7号 平成21年度利根町一般会計補正予算(第7号)

日程第8 議案第8号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

日程第9 議案第9号 平成21年度利根町老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第10号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第11号 平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第12号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第13号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算(第6号)

日程第14 議案第14号 財産の取得について

日程第15 議案第15号 利根町道路線の認定について

日程第16 議案第16号 利根町教育委員会委員の任命について

日程第17 議案第17号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 議案第18号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

日程第19 議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第20 議員提出議案第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書(案)

日程第21 議員提出議案第3号 中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書(案)

日程第22 議員提出議案第4号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書(案)

- 日程第23 議員提出議案第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書(案)
- 日程第24 議員提出議案第6号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書(案)
- 日程第25 議員提出議案第7号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書(案)
- 日程第26 議員提出議案第8号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(案)
- 日程第27 議員提出議案第9号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(案)
- 日程第28 請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第3号
- 日程第4 議案第4号
- 日程第5 議案第5号
- 日程第6 議案第6号
- 日程第7 議案第7号
- 日程第8 議案第8号
- 日程第9 議案第9号
- 日程第10 議案第10号
- 日程第11 議案第11号
- 日程第12 議案第12号
- 日程第13 議案第13号
- 日程第14 議案第14号
- 日程第15 議案第15号
- 日程第16 議案第16号
- 日程第17 議案第17号
- 日程第18 議案第18号
- 日程第19 議員提出議案第1号
- 日程第20 議員提出議案第2号
- 日程第21 議員提出議案第3号
- 日程第22 議員提出議案第4号
- 日程第23 議員提出議案第5号
- 日程第24 議員提出議案第6号

- 日程第25 議員提出議案第7号  
日程第26 議員提出議案第8号  
日程第27 議員提出議案第9号  
日程第28 請願第11号

---

午前10時00分開会

議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、平成22年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長（若泉昌寿君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

去る2月12日、茨城県町村議会議長会より、議員在職20年以上の町村自治功労者として岩佐康三議員が表彰されましたので、ご報告を申し上げます。（拍手）

続きまして、監査委員から、平成21年11月分から平成22年1月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長及び議員から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長木村克美君。

〔議会事務局長木村克美君登壇〕

議会事務局長（木村克美君） 今期定例会に、町長から条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、補正予算が7件、新年度予算が9件、町道路線の認定が1件、人事案件が2件、その他が2件、合計25件の議案が提出されております。

次に、議員から議員提出議案といたしまして、条例改正1件、地方自治法第99条に基づく意見書（案）が8件、合計9件の議案が提出されております。

議案第3号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例

議案第7号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第7号）

議案第8号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第9号 平成21年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第11号 平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

- 議案第13号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）
- 議案第14号 財産の取得について
- 議案第15号 利根町道路線の認定について
- 議案第16号 利根町教育委員会委員の任命について
- 議案第17号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第18号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 議案第19号 平成22年度利根町一般会計予算
- 議案第20号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 議案第21号 平成22年度利根町老人保健特別会計予算
- 議案第22号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第23号 平成22年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 議案第24号 平成22年度利根町介護保険特別会計予算
- 議案第25号 平成22年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第26号 平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 平成22年度利根町水道事業会計予算

次に、議員提出議案といたしまして、

- 議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 議員提出議案第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）
- 議員提出議案第3号 中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）
- 議員提出議案第4号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）
- 議員提出議案第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）
- 議員提出議案第6号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）
- 議員提出議案第7号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書（案）
- 議員提出議案第8号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書（案）
- 議員提出議案第9号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書（案）

そのほか、利根町住民の会代表矢本 武氏及び元利根町議会議員白旗 修氏外2,283名より、利根町議会議員定数の削減を求める請願が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、報告を終わります。

議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（若泉昌寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

8番 今井利和君及び

9番 五十嵐辰雄君

を指名をいたします。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの15日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思っております。

---

議長（若泉昌寿君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様方には、大変公私にわたりお忙しい中を、平成22年第1回利根町議会定例会招集しましたところご参集をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

また、ただいま議長の方から報告がありました、議員20年以上、今までの功績が認められ表彰されました岩佐議員に対しまして、心よりお祝いを申し上げます。

それでは、平成22年施政方針並びに提出議案の総括説明をいたします。

本日、ここに平成22年第1回利根町議会定例会が開催され、平成22年度予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する私の基本的な方針と施策の概要を申し述べ、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

まず、世界に目を向けますと、17日間にわたり、カナダのバンクーバーで開催されておりました冬季オリンピックも閉幕いたしました。いろいろな競技種目や場面において、多くの夢と感動を与えてくれました選手団につきましては、ここに感謝と栄誉をたたえたいと思っております。

一方、皆様もご存じのとおり、1月12日、カリブ海の島国ハイチでマグニチュード7.0の大地震が発生し、死者は約23万人を超えていると報道されております。約2カ月間が経過しようとする現在でも、依然瓦れきの下に埋もれている方や家族によって埋葬された犠

犠牲者がいるとのことで、震災の規模の非常に大きい、また大変悲惨な状況下であることが、新聞やテレビ報道などを通じて伝わってまいります。いまだ被害の全容が把握できていない状況ではありますが、一つの国家が経験した最も破壊的な災害とも言われ、被害額は最大1兆2,500億円に上ると言われております。

また、2月27日未明ですが、南米のチリ中部でマグニチュード8.8の巨大地震が発生しました。日本においても大津波警報が発令されるなど、この地震に伴う津波は太平洋沿岸の各国に及んでおり、各地に甚大な被害が出ております。この大地震による被害の全容は、現在のところ詳しくは伝わってきておりませんが、今回の大地震は、津波による被害が非常に大きいのが特徴であり、3月2日現在ではありますが、死者は約800人に上ると報道されております。被災者数は最終的に200万人を超えるのではないかと、そのようにも言われております。改めて、大自然、地震の驚異を痛感するとともに、災害に強い安全なまちづくりを進めることが非常に重要であると再認識しているところでございます。

現地で被害に遭われ、亡くなられた方々に対しまして、この場をおかりして心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、日本の経済社会全体を見ますと、政府は、1月の月例経済報告で、景気は持ち直してきているが、自立性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあると基調判断をしております。翌2月には、景気は急速な悪化が続いており厳しい状況にあると改め、今後の先行きについて、当面悪化が続き、急速な減産の動きなどが雇用の大幅な調整につながっていくと懸念を表明しております。

こうした中、地方にあっては、近年、地方税の落ち込み、減収傾向が続くなど、各地方自治体の財政運営におきましても問題が深刻化しているところが多くなっているのも現状でございます。

しかしながら、こうした状況の中、私たち地方にとって明るい情報もございます。昨年末であります、政府における平成22年度地方財政対策の内容がまとまり、平成22年度地方自治関係予算が今国会に提出されております。

今回の地方財政対策の内容は、かねてより全国町村会など地方6団体が強く訴えてきた地方交付税の復元、増額の要請にこたえたものでありまして、地方の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債などをあわせて、実質的な地方交付税が約16兆8,000億円、対前年度約3兆6,000億円増計上されております。16兆円台に乗るのは平成17年度以来5年ぶりで、前年度より1兆円以上ふえるのは平成11年度以来11年ぶりとなります。詳細はまだわかりませんが、こうした国の地方への配慮された対策や事業など明るい情報については、迅速に、そして正確に内容等をキャッチしながら、行政運営、経営をしていきたいと考えているところでございます。

今後も、引き続き本町の置かれている実態、そして限られた財政状況の中で、より優先順位のある施策は何であるのか、住民が真に求めている施策は何であるのかをよく見きわ

めながら、諸施策を展開していきたいと考えている次第でございます。

それでは、初めに平成22年度当初予算の概要につきまして申し上げ、次に、これらの予算に基づき、各分野ごとに主な施策につきまして申し述べてまいりたいと思います。

初めに、平成22年度当初の予算の概要について申し述べます。

平成22年度の予算編成に当たりましては、まずは、職員に対し、現下の社会経済情勢や国、そして地方の深刻な財政状況等を再認識させ、依然として厳しい財政状況が続くことを周知させております。

次に、こうした厳しい財政事情のもとにおいて、次の3点に配慮した予算編成に心がけるよう指示徹底をしたところでございます。

1点目ですが、第3期基本計画に掲げる取り組みを着実に推進するとともに、県1番の子育て環境のよい町を目指した施策に重点的に取り組むこと。

2点目としまして、既存事業については、費用対効果の視点に立ち、経費削減に向けてあらゆる可能性を視野に入れ、徹底したコスト縮減を図るとともに歳入確保にも努めること。

3点目は、職員一人一人が厳しい財政状況を認識し、限られた財源で最大の効果が発揮できるよう知恵を絞った予算編成を心がけること。

以上について、昨年の11月ではありますが、平成22年度の予算編成方針として、各課長を通じ、全職員へ周知した次第でございます。

続いて、11月中旬であります。行政改革推進本部会議の中で、行革の断行が避けられないと決定づけられた方針につきましても周知徹底するなど、全庁総力を挙げての予算案づくりを手がけてきた経緯がございます。

最初に、一般会計予算につきまして申し上げます。

一般会計の予算規模でございますが、49億4,276万3,000円で、前年度と比較しますと1億4,369万2,000円の増、率にしまして3%の増となります。増の主な要因であります。従前の国の児童手当にかわって、中学校修了まで支給される子ども手当制度が創設されたこと、また、平成21年度から実施している求職者等の雇用機会創出を図るための緊急雇用創出事業、そして、ふるさと雇用再生特別基金事業を、平成22年度も引き続き活用することで14事業を計画、予算化いたしましたことが増の主な要因であります。

また、行財政改革を図り、単独事業としまして子育て応援手当の支給、中学生までの医療費の一部無料化、通学時のヘルメットの無料化、通学路の安全確保など、子育て環境のよい町を目指した施策を重点に予算計上しております。

次に、歳入に関して、増減が大きいものについて申し上げます。

まずは、町税でございますが、前年度より5,505万4,000円の減で、15億3,780万4,000円を見込んでおります。納税義務者数の減少による個人町民税の減収と、前年の金融危機による景気の低迷による法人町民税の減収などが減の主な要因であります。

次に、国庫支出金であります。前年度より1億839万円と大幅に増となり、3億2,442万4,000円を見込んでおります。国庫支出金につきましては、文小学校及び文間小学校体育館の耐震補強工事が終了したことで教育費国庫補助金が減になるものの、子ども手当制度が創設されたため、民生費国庫負担金で1億6,023万6,000円が増となっております。

続いて、県支出金でございますが、前年度と比べ4,492万5,000円増の2億8,954万8,000円を見込んでおります。県支出金につきましては、求職者等雇用のための緊急雇用創出事業費交付金やふるさと雇用再生特別基金事業補助金、そして、5年に1度実施する国勢調査に対する委託金が増の主な要因であります。

また、町債につきましては、前年度と比べ7,690万円の増となります。これは、地方財政計画の伸びにより、臨時財政対策債約4億円を見込むところによるものです。

一方、歳出につきましては、目的別に主なものを予算に占める構成割合が高い順に申し上げますと、民生費が全体の27.5%で13億5,970万6,000円、次いで総務費が17.2%で8億5,088万円、衛生費が13.5%で6億6,685万5,000円、教育費が10.9%で5億3,890万7,000円、そして、公債費も同率の10.9%でありまして、5億3,690万8,000円となっております。

性質別では、人件費、扶助費、交際費といった義務的経費が合計で25億6,796万4,000円、全体の約52%を占め、次いで補助費等が19.5%で9億6,459万8,000円、物件費が14.2%で7億238万3,000円、そして、繰出金が10%で4億9,131万3,000円となっております。

次に、特別会計について申し上げますと、国民健康保険特別会計を初め、合計で八つの特別会計がございますが、予算総額にしますと37億6,792万4,000円となり、前年と比較しますと約5.3%の増となっております。

また、水道事業会計では、第3条予算の収入が4億1,182万4,000円、支出が3億8,869万1,000円、4条予算では収入が100万円で、支出が9,310万6,000円となります。

続きまして、これらの予算に基づき、平成22年度取り組んでまいります主な施策につきまして、分野ごとに新規事業を中心に説明したいと思います。

初めに、福祉、保健、医療関連について申し上げます。

障害者福祉では、現在、障害者自立支援法などに基づいた各種事業が展開されております。障害をお持ちの方が、持っている能力を生かし、快適な日常生活が送れるよう関係機関、団体と連携をとりながら、各種サービスの給付と支援に努めているところでございます。引き続き、平成22年度におきましても、障害者の自立に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、所得制限はございますが、難病療養者（特定疾病）等に対しまして見舞金を支給する事業を新規に実施していきます。

次に、子育て支援につきまして申し上げたいと思います。

テレビ等の報道では、児童虐待等の大変残酷なニュースがまれに報道され、全国的にもこうしたケースは増加傾向にあるとされております。子育て環境がゆがんできているせい

かとも思いますが、いずれにしましても、こうしたケースの背景には保護者等の育児不安や子育てのストレスがあると思います。このような事件が起こらないようにするためにも、行政は、子育て環境の改善や整備を積極的に実施していかなければならないと認識をしているところでございます。次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の見直し等を踏まえまして、子育て環境の整備に重点を置いた支援策のさらなる充実に努めていきたいと考えております。

また、こうした方針のもと、国の施策である子ども手当（中学生修了までの児童を対象に1人月額1万3,000円を支給）の支給はもちろんのこと、私の公約の最大の柱でもある子育て応援手当支給事業を実施していきます。この子育て応援手当支給事業でございますが、平成22年4月1日以降に生まれた第2子以降の子供1人に対し、出生した年から15歳まで毎年分割で支給していく町の単独事業となります。皆様もご存じのとおりと思いますが、第2子50万円、第3子以降は100万円であります。

また、子育て環境の整備の観点から申し上げますと、民間保育所が失業者を雇用して、低年齢児の保育士を増員し、保育所の機能及びサービスの質の向上を図ることを目的とした民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業を新たに委託実施いたします。そして、従前に引き続き、保護者が働きに出た不在の児童の健全な育成を図り、よって、子育て支援していくために設置された児童クラブ（放課後児童対策事業）の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、教育委員会では、文小学校の施設を利用し実施している放課後子ども教室でございますが、4月1日から無料で入級できるよう改善しております。

医療福祉関係では、乳幼児、母子、父子、高齢、重度障害者、妊産婦を対象とした医療給付、マル福制度のほか、平成22年度から新たに小学1年生から3年生まで（住民税非課税世帯につきましては中学3年生まで）を対象とした医療費無料の制度を実施いたします。

次に、保健医療につきまして申し上げたいと思います。

明るく健康で、生き生きと楽しく、しかも安全安心して暮らすことは、すべての町民の願いでございます。町民の皆様一人一人が健康で充実した生活が送れるよう、引き続き健康増進のための生活習慣の改善や疾病予防に力を入れてまいりたいと考えております。引き続き、健康相談や健康診断、がん検診等を実施するとともに、地域保健医療体制の強化を図り、伝染性疾病予防のための予防接種事業も実施してまいります。

また、新規事業としまして、緊急雇用創出事業で求職者等を雇用し、事業参加者のうち、65歳以上の介添え等が必要な方の送迎を行う認知症予防対策事業を実施してまいります。そして、これらの事業と並行しまして、フリフリグッパ、シルバーリハビリ体操、そして各種スポーツなどのさらなる普及を通じ、健康寿命を延ばすよりよい環境づくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、環境への取り組みについて申し上げたいと思います。

本町では、平成19年度に改定した利根町温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。この計画は、役場庁舎を初めとする町の公共施設において、温室効果ガスの排出削減を目指し、地球温暖化対策の一翼を担うものであります。具体的な目標値は、温室効果ガスのほとんどを占める二酸化炭素を、平成17年度を基準年度とし、平成19年度から平成23年度までに4%、約70トン削減することを目標に改定しています。平成20年度には、基準年度平成17年度に対し、19.1%、約333トン削減しております。今後も、引き続きさらなる温室効果ガスの削減を図り、地球環境の保全に寄与してまいります。

ごみ処理に関しましては、ことし2月に今後の一般廃棄物処理手数料指針を作成いたしました。この指針の策定に当たっては、利根町廃棄物減量等推進審議会に諮問をし、ご審議をいただきました。先般、その内容につきまして議員の皆様方にもご説明をしたところでございますが、今後は、住民への説明会等を行い、町民のご意見等いただきながら、手数料等につきまして決定してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、町民生活関連につきまして申し上げたいと思います。

まず、デマンド型乗り合いタクシーでございますが、本年1月末現在988名、約1,000名の登録があり、昨年の4月から本年1月までに延べ3,700人、月にして370人の利用がございます。利用が増加傾向にあることから、引き続きデマンド型乗り合いタクシーの運行を実施していきます。

次に、町税等の納税関係につきまして申し上げますと、納税者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでも納税ができないか検討をしております。その結果、平成23年度本格導入に向けてではありますが、町税等を全国どこのコンビニでも納めいただけるようになります。そのため、来年度はその準備作業に入るための経費を計上いたしました。

次に、まちづくり事業としましては、新規に緊急雇用創出事業で求職者等を雇用し、まちづくり事業における情報整理事務を行うとともに、旧利根中学校を中心とした商業圏域に関する調査やまちづくり振興計画業務を委託実施していきます。今後も、企業誘致活動を視野に入れながら、関係機関とも協議を重ねつつ、産業の振興及び雇用の創出により、さらなる町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、防災と交通安全について申し上げます。

冒頭にも申し上げましたとおり、国外では1月にはカリブ海でハイチ大地震が発生、続いて2月27日、南米チリで巨大地震が発生し、甚大な被害が出ていることが報道されております。国内においても、過去におきまして阪神・淡路大震災や新潟県中越地震は、私たちに多くの教訓を残しております。平穏な生活が続くと、つい他人事のように感じてしまいますが、いつ起きるか、だれもわかりません。こうした災害を最小限に抑えるためにも、

災害への備えはしっかりしていかなければならないと考えております。

平成22年度におきましては、行政としましてアナログをデジタル化するため、移動系防災行政無線の更新工事を行います。また、消防関係では、稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携のもと、引き続き消防施設の維持管理に努めてまいります。

続きまして、交通安全対策としましては、交通安全運動期間中におけるキャンペーンの実施や交通安全教室への参加協力を依頼するなど、引き続き実施していきたいと考えております。

次に、産業の振興につきまして申し上げます。

本町の農業は、豊かな水と肥沃な水田で発展し、町の基幹産業として定着してきました。しかしながら、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、そして担い手不足など、まさに厳しい状況に置かれているのが現状でございます。

こうした中、社会経済情勢の変動に強い安定した農業の確立を目指すためにも、農地を集団化し、大規模で汎用性のある圃場を整備していくことが必要となります。約157ヘクタールの事業地面積を持つ利根北部地区基盤整備事業を、平成32年度完了予定に向け、継続的に推進してまいります。平成22年度は、この測量業務や換地計画等業務のための負担金を計上したところでございます。

また、一方では、生産調整推進対策事業を継続実施していくとともに、茨城県や農業協同組合、関係機関並びに生産者団体等と連携を取り合いながら、引き続き農業生産者の支援を行っていききたいと考えております。

地場産業の推進におきましては、新規にふるさと雇用再生特別基金事業を用いまして、特産品の販売促進のためのアンテナショップ運営を委託実施していくとともに、消費者と生産者を結びつけた地産地消の推進を図ってまいりたいと思っております。なかなかこの件につきましては、委託業者の方が、受けてくれる業者の方がいないということで、町の方も大変困っているところでございますが、引き続き推進していきたいと思っております。

続きまして、商工業の振興につきまして申し上げます。

町民の生活圏の拡大や高齢化社会の中であって、地元商店ならではの地域に根差したサービスや多様に变化する消費者ニーズに対応していくためには、利根町商工会や関係機関との連携を図りながら、経営体質の改善や強化など、その支援が非常に重要であると考えます。地元で地域経済が回るという仕組みづくりをいかに構築するか、現在、与えられた重要な課題であると認識しております。引き続き、景気低迷の中ではありますが、中小企業者への中小企業者が負担する信用保証料の一部を町が負担するなど、支援を継続することで商工業の振興及び活性化につなげていきたいと考えております。

平成22年度ですが、緊急雇用創出事業の活用により、求職者等を雇用し、町内共通商品券を5%引きで販売するとともに、さらなる販路拡大を目指すため、その委託事業経費を計上した次第でございます。

次に、都市基盤と生活基盤につきまして申し上げます。

道路整備については、立木地内、布川地内、八幡台地内の排水整備工事などを実施するとともに、利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業を引き続き実施いたします。また、各地からご要望のあった住民生活に密着した身近な生活関連道路の整備、維持補修には、できる限り対応していきたいと考えております。

次に、上下水道関係であります。下水道の住基人口ベースの普及率は84.02%、これは平成21年3月31日現在と県内上位の普及率を誇っており、平成22年度は羽根野地区污水管渠敷設工事を行ってまいります。水道関係では、常駐人口をベースに算定された普及率は98.9%、これは平成21年度、同じく3月31日現在となっており、こちらも県内屈指の普及率を誇っています。平成22年度は、平成24年4月1日の県南水道企業団への加入に向けて努力してまいります。

また、管路の更新事業については、利根町内の石綿管布設替え工事が平成21年度すべて完了いたしました。あとは、河内町の給水区域内にある石綿管につきましては、給水地区区域の変更も含め、河内町と協議を重ねながら解消してまいります。

平成22年度事業としましては、水道施設の維持管理に努めるとともに、既に着手している老朽給水管の布設替え事業を推進し、安全な水を安定的に供給してまいりたいと考えております。

次に、学校教育、生涯学習と文化につきまして申し上げます。

学校教育につきましては、まず、学校施設面では、利根中学校におきまして屋根つき通路の維持補修工事を予定しております。小学校におきましては、文小学校のプールの補修と電気設備の改修工事を、布川小学校では空調機設置工事を予定しております。

教育面におきましては、国際語である英語に対する意欲を高めるための語学指導事業を引き続き実施するとともに、新たな事業としましては、学力向上のためのティーム・ティーチングや習熟度別指導等を行う学校活性化TT特別配置事業を実施します。また、緊急雇用創出事業として、小学校に非常勤講師を配置し、複数の教員により効果的な授業を実施していくなど、学校教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習関係につきまして申し上げます。

町民の豊かなスポーツライフの実現を目的とした利根総合型地域スポーツクラブとねワイワイくらぶでは、現在、子供から高齢者まで、またスポーツの得意な方からそうでない方まで、だれでも気軽に参加できるスポーツを用意しております。引き続き、こうした団体を支援しながら、スポーツの振興を通じ、町民の皆様の健康づくりと生きがいづくりを進めてまいります。

続いて、文化の振興関係につきまして申し上げます。

利根町は、とても歴史のある町でございます。県内で最古の貝塚と言われている花輪台貝塚では、約8,000年前の土偶であるヴィーナスが出土、また、国宝重要文化財があるお

寺、ほかにも多くの古刹があり、平安時代、鎌倉時代の仏像や絵馬も数多く残っております。また、本町は、民俗学の師と言われる柳田国男や「利根川図志」の著者赤松宗旦、画家の小川芋銭や古田月船など、多くの文化人とのかかわりが深い、文化の豊かな町でもございます。こうした歴史を21世紀を担う子供たちに伝えていくことは、よりよい自然環境を残すことと同様に大切なことと考えております。引き続き、歴史や文化の伝承に努めてまいりたいと思います。

最後に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革は、常に社会経済の動向を見据え、住民の目線に立ち、継続的に取り組まなければならない重要な課題であります。さきの12月定例議会では、組織機構の見直し案、利根町課等設置条例の一部改正案をご承認いただきました。4月からは、わかりやすく、そして利便性の向上に配慮した新組織体制で、サービスを機敏に、しかも効率的に提供してまいりたいと考えております。

また、現在の集中改革プランですが、平成21年度で終了することとなります。今後は、名称を「集中改革プラン」から「行政改革行動計画」に改め、現在、平成22年度から平成24年度を計画期間とする利根町行政改革行動計画の策定作業を進めているところであります。3月中には、この行動計画の公表を予定しております。引き続き、行財政改革に取り組む所存でございますので、議員の皆様のご理解とご協力、ご支援を心よりお願いを申し上げます。

以上、平成22年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

本町を取り巻く状況は、決して平たんなものではないと思っております。今後も、町民の皆様とのコミュニケーションを大切にしながら、全力で町政運営に当たってまいりますので、議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げます。

続きまして、本日、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、平成22年度当初予算を初め、条例の制定や改正、そして補正予算など、合計25件のご審議をお願いする次第であります。

議案第3号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、消費者安全法の施行に伴い、消費生活相談員を配置するため報酬等の額を定めたいので、提案するものであります。

議案第4号は、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、行政組織機構の見直しに伴い、行政職給料表級別職務分類表を改めたいので、提案するものであります。

議案第5号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、茨城県の医療福祉対策実施要領の改正に伴い、引用する字句を改めるとともに、利根町独自の施策として支給対象を15歳まで拡大し、保護者の医療負担を軽減するために関連規定を改めた

いので、提案するものであります。

議案第6号は、利根町子育て応援手当支給条例で、新住民の誕生を祝福するとともに、子育てを行う保護者に対して手当を支給することにより、あしたの地域づくりを担う子供たちの健全育成を図ることを目的とした条例を制定したいので、提案するものであります。

議案第7号は、平成21年度利根町一般会計補正予算（第7号）で、歳入歳出それぞれ7,649万3,000円を減額し、総額を53億1,371万1,000円とするものであります。今回の補正内容は、主に年度末に向けた確定分あるいは確定見込みによるものであります。

議案第8号は、平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）で、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ2,508万6,000円を減額し、総額を20億8,794万円とし、また直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ966万円減額し、総額を1億1,545万9,000円とするものであります。

議案第9号は、平成21年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出をそれぞれ1,338万6,000円減額し、総額を2,911万6,000円とするものであります。

議案第10号は、平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ7,482万3,000円を追加し、総額を4億6,119万3,000円とするものであります。

議案第11号は、平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,870万2,000円を追加し、総額を9億1,716万9,000円とするものであります。

議案第12号は、平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）で、歳入歳出をそれぞれ485万6,000円減額し、総額を2億4,311万9,000円とするものであります。

議案第13号は、平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を120万7,000円減額し、総額を3億9,441万8,000円とするものであります。

議案第14号は、財産の取得についてで、利根町立小中学校校務用パソコン、ノート型70台を購入したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により提案するものであります。

議案第15号は、利根町道路線の認定についてで、道路法の規定により町道路線を認定したいので、提案をするものであります。

議案第16号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、利根町大字押戸10861番地、飯田 清氏を利根町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第17号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字布川3355番地、伊藤 壽氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第18号は、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市の新たな施設の追加と本町施設の名称変更に伴い、協定書の

一部を変更する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、平成22年度利根町一般会計予算で、先ほど予算の概要でも触れましたが、総額を歳入歳出それぞれ49億4,276万3,000円とするもので、前年度と比較しますと1億4,369万2,000円の増、率にしまして3%の増となっております。

議案第20号は、平成22年度利根町国民健康保険特別会計予算となっております。事業勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ20億6,440万7,000円とするもので、前年度と比較して6,733万4,000円の増、率にしまして3.4%の増となっております。また、直営診療施設勘定につきましては、総額を歳入歳出それぞれ1億2,630万4,000円とするもので、前年度と比較しまして1,728万7,000円の増で、率にしまして15.9%の増となっております。

議案第21号は、平成22年度利根町老人保健特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ160万6,000円とするもので、前年度と比較して1,185万3,000円の減、率にしまして88.1%の減となっております。

議案第22号は、平成22年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3億4,427万8,000円とするもので、前年度と比較して1,720万3,000円の減、率にしまして4.8%の減となっております。

議案第23号は、平成22年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ553万7,000円とするもので、前年度と比較して15万8,000円減、率にしまして2.8%の減となっております。

議案第24号は、平成22年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ9億6,264万4,000円とするもので、前年度と比較して1億2,246万8,000円の増、率にしまして14.6%の増となっております。

議案第25号は、平成22年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ436万5,000円とするもので、前年度と比較して142万2,000円の減、率にしまして24.6%の減となっております。

議案第26号は、平成22年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億5,878万3,000円とするもので、前年度と比較して1,448万6,000円の増、率にしまして5.9%の増となっております。

議案第27号は、平成22年度利根町水道事業会計予算で、業務の予定量は、給水戸数6,462戸、年間給水量169万6,000立方メートルと定め、第3条予算の収入は4億1,482万4,000円、支出は3億8,869万1,000円とするものであります。また、第4条予算の収入は100万円、支出は9,310万6,000円とするものであります。

以上、全議案の概要を説明いたしましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切にご判断をいただけますようお願いを申し上げます。

議長（若泉昌寿君） 総括説明が終わりました。

暫時休憩します。

開会を11時15分といたします。

午前 1 1 時 0 1 分休憩

---

午前 1 1 時 1 5 分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第3、議案第3号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例までの4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第3号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例までの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第3号について、経済課長菅田哲夫君。

〔経済課長菅田哲夫君登壇〕

経済課長（菅田哲夫君） それでは、議案第3号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、消費者安全法の施行に伴いまして、市町村においては消費者からの苦情相談に応じる義務が生じたことから、町に非常勤特別職として消費生活相談員を置くため報酬等を定めたいので、提案するものでございます。

それでは、お手元に配付いたしました新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

まず、後ろの2ページでございます。

別表第1（第2条関係）でございますが、別表第1に下線のと通りの「消費生活相談員」を加え、報酬額を月額7,200円とするものでございます。なお、金額につきましては、近隣の自治体の相談員の報酬額を参考にして設定したものでございます。

また、1ページに戻っていただきまして、現行の第4条5項の次に、右側の方に記入してございます第6項を加えていきます。こちらにつきましては、ちょっと読み上げますと、「消費生活相談員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復する場合に、その通勤

について、費用弁償として利根町職員の給与に関する条例第12条の3の規定に準じて算出した額の23分の1の額に1月に通勤した回数に乗じて得た額を支給する」ということでございまして、通勤した日数分に対する通勤費用を支給する規定となっております。

こちらにつきましても、近隣の自治体において相談員に対しまして通勤費の費用を支給しているということがございます。また、今回、週1回の相談日を予定してございますので、定期的に行われるということでございますので、利根町の臨時職員に対する4月からの通勤費支給額を参考にして設定したものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

なお、今まで利根町分の相談を受け付けてきました県の消費生活センター取手分室というのがございまして、そちらの分室が取手にあったんですが、この22年3月、今月をもって閉鎖されるということでございます。

それから、取手分室の相談実績ですが、20年度、先年度ですか、20年度を参考に申し上げますと、1年間で利根町分の相談が80件でございました。また、今回の相談員の人員は1人でございまして、週1回、1日6時間を予定してございます。また、財源といたしましては、10分の10で県補助の充当ということでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第4号について、総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第4号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、昨年12月議会で利根町課等設置条例の一部改正の議決をいただきまして、本年4月1日より利根町行政組織機構の見直しを行うわけですけれども、この見直しを行うことに伴いまして行政職給料表級別職務分類表を改める必要がありますので、提案をさせていただきます。

参考資料で説明をさせていただきたいと思っております。

この別表1の級別職務分類表ですけれども、行政職給料表は、職務の級といたしまして1級から6級までに分かれております。それぞれ職務上の職名ごとに当てはめているわけですけれども、今回の改正で4月1日から新たな職名として位置づけをするものは、この改正案であります4級の欄の一番下になりますけれども、課長補佐の職務がございまして、これが、現行のグループリーダーに当たります。現行でのグループリーダー等の位置づけにつきましては、現在、規則で定めてございます。

そのほかの改正案ですけれども、1級の現行の欄では、1号、2号と号立てであったものを削除するものでございます。3級の欄では係長の職務を追加いたしまして、4級では困難な事務を分掌する係長の職務、企画員の職務、副主幹の職務、5級ですけれども主任

企画員の職務、主幹の職務、課長の職務、6級は極めて困難な事務を分掌する主任企画員の職務、同じく極めて困難な事務を分掌する主幹の職務、極めて困難な事務を分掌する課長の職務を追加いたします。

今申しあげました職名につきましては、位置づけを含めましてこの条例のほか現行の利根町行政組織で定めてありますことから、これらとの整合性を図るために、これまで規則での文章表現であった職名を、この給与条例に当てはめまして、よりわかりやすくするために整理をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第5号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第5号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、利根町医療福祉費支給に関する条例において引用する茨城県が定める医療福祉対策実施要領に規定する母子、父子及び重度心身障害者に関する規定が改正されたことに伴い、引用する字句を改めるとともに、医療福祉費支給については、利根町独自の施策として、一定条件を付し支給対象を15歳まで拡大し、保護者の医療費負担を軽減するため関連規定を改めたいので、提案するものであります。

この町独自の医療福祉費支給対象の拡大につきましては、小学1年生から小学3年生まででありまして、また、住民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生まで支給対象を拡大するものであります。

それでは、お手元に配付いたしました新旧対照表に基づきましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

第1条が、目的を定めております。第1号中の「及び重度心身障害者等」を「，重度心身障害者等及び就学児」に改めるものであります。これは、助成対象に就学児を加えるものでありまして、就学児につきましては、新たに第2条第6号において説明をするものであります。

次に、2条でございますけれども、定義を定めたものであります。2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

3号のア及びウ並びに4号のア及びイの条文中、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条各号に該当する者を除く。」を削除するものであります。これは、母子家庭の母子及び父子家庭の父子の該当条件を改正するものでありまして、現行の制度では、一人親の受給資格につきまして、後期高齢者医療の被保険者、75歳以上になりますと受給資格を失う規定でありましたが、今回の改正によりまして、両親のいない子供

を養育している後期高齢者医療被保険者を一人親の家庭の親として認定し、医療費の受給資格者と定めるものであります。

第5号は、重度心身障害者等について定めたものであります。アの条文中の「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に、制度年数であります「（昭和57年法律第80号）」を加えるものであります。

また、イにおいては、内臓障害3級における条件が定められております。平成22年4月より心身障害者認定基準が改正され、肝臓機能障害が追加されたことに伴い、改正するものであり、また、内臓機能の表現が変更されたこととあわせて改正するものであります。

4ページお願いいたします。

新たに、6号を追加するものであります。これは、就学児の定義を定めたものでありまして、第6号就学児につきましては、「次に掲げる者をいう。」ということで、アとしまして「満6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」、イとしまして「住民税非課税世帯の満9歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と条文を加えるものであります。これは、小学1年生から3年生及び住民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生まで助成対象を拡大するものであります。

続きまして、5ページにあります第4条第2項につきましては、医療福祉費で助成する金額から控除される金額について定めたものであります。条文中の「（重度心身障害者等を除く。）」を改めまして、「（重度心身障害者等及び就学児を除く。）」に改めるものであります。これは、医療を受けた場合の受給者が負担する外来自己負担や入院自己負担につきましての規定でありまして、就学児につきましては医療費を全額助成するため、負担対象から除外するものであります。

続きまして、6ページお願いいたします。

附則でございます。第1項は施行期日でありまして、「この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第5号の次の1号を加えた改正規定中イの規定については、平成22年7月1日から適用する。」ということで、この第6条のイでありますけれども、就学児の住民税非課税世帯につきましては、前年度の所得が確定し、受給資格が決定する7月1日から適用するものであります。

また、第2項は経過措置でありまして、「この条例の施行前の診療に係る医療福祉費支給につきましては、なお従前の例による。」ものであります。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第6号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例につきまして補足してご説明申し上げます。

説明の前に、申しわけございませんが、1カ所訂正をお願いいたします。中をお開きいただきまして、一番下の第10条でございますが、「町長は、手当の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認めるときは」となっておりますが、これを「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは」に訂正をお願いいたします。最初の「きは」と「、」を削除願います。申しわけございませんでした。

それでは、初めに提案理由でございますが、子どもの健全育成を図り、福祉の増進に寄与することを目的とした事業を実施するに当たりまして、新町民誕生の祝福と子育てを行う保護者に対して手当を支給する要件等を規定した条例を制定するため、提案するものでございます。

第1条でございますが、この条例の目的を規定したものでございまして、「第1条 この条例は、新町民の誕生を祝福するとともに、その子育てを行う保護者に対して、子育て応援手当（以下「手当」という。）を支給することにより、明日の地域づくりを担う子どもたちの健全育成を図るとともに、福祉の増進に寄与することを目的とする」ものでございます。

第2条は、この条例で用いる次の各号の用語について定義したものでございます。

第1号でございますが、「第一子とは、父又は母の実子で最初に出生した若しくは第二子以降の子の出産日において縁組日が1年以上経過している養子をいう」ということでございますが、第一子とは父、母を親とする実子で、最初に出生した子をいいます。また、養子の場合には、第二子が出生した日からさかのぼって1年以上前に養子縁組をしていた場合には、実子と同様に第一子とみなすものでございます。

第2号 第二子でございますが、「第一子の次に出生した子をいう」ということで、養子は該当しないということでございます。

第3号 第三子とは、「第二子の次に出生した子をいう。」

第4号ですが、養育とは、「18歳未満の子を監護し生計を一にすることをいう」ものでございます。

第5号で、受給者、「手当の支給が決定した者及び既に受給している者をいう」ものでございます。

第3条でございますが、手当を受けることができる権利のある者について、支給対象者として規定しているものでございます。

「第3条 手当は、住民票が作成された日（他の市町村から転入した者にあつては当該届出をした日）から出産の日まで引き続き1年以上利根町に住所を有する者が第二子以降の子（以下「支給対象児」という。）を出産し、第一子及び支給対象児を養育している保護者に対し支給する」ということでございますが、この中で、住所要件といたしまして、第二子以降の子を出産し、手当の支給要件を満たすには、利根町に1年以上住所を有していなければならないとするものでございます。

また、住民記録上の制限といたしまして、住民票が作成された日、さらに他の市町村から転入した者にあつては、当該届け出をした日としていることから、住民記録上、転入日がさかのぼって記録されていた場合でも、この手当においては転入日をさかのぼって認定しないことを定義づけております。

また、養育については、第一子を含め、支給対象となる子をすべて養育している必要があることを定義づけております。

次に、第4条でございますが、支給の申請及び決定について規定したもので、「手当の支給を受けようとする者は、規則に定めるところにより町長に申請し、支給の決定を受けなければならない」ということでございます。

第5条は、手当の額とその支払いの内訳について規定したものでございます。

「第5条 手当の総額及び支給内訳は、次の表に定めるところによる。」

支給対象児第二子でございますが、手当の総額は50万円、支給内訳につきましては、1年目、出産時に3万8,000円、2年目から15年目まで毎年3万3,000円。それから、第三子以降の子につきましては、手当の総額が100万円、支給の内訳でございますが、1年目、出産時に7万6,000円、2年目から15年目まで毎年6万6,000円を支給するものでございます。

第2項でございますが、「第一子が死亡又はこれに相当する事実が発生し、支給要件を欠くに至った場合でも第二子以降の子に対し支給する手当は、金額を変更することなく支給を継続するもの」でございます。

第3項につきましては、「第二子以降の子が前項に規定する場合と同様の事実が発生し、支給要件を欠くに至った場合でも第三子以降の子に対し支給する手当は、金額を変更することなく支給を継続する」ということございまして、第7条に規定する停止要件に該当しない限り、当初の認定時点で手当の総額を約束するものでございます。

第6条でございますが、離婚等により支給額が変更となる場合を規定してございます。

「第6条 受給者が離婚した場合(別居などにより生計を一にしなくなった場合を含む。)は、それぞれが養育する子の人数により支給額を変更する。この場合における第一子とは、それぞれ養育する子のうち年長の者を第一子、次に年長の者を第二子(以下順に同じ。)とみなす」ものでございます。

第7条でございますが、支給の制限及び停止ということで、町税等の滞納がある場合における支給の制限及び停止について規定したものでございます。

「第7条 出産時において、支給対象者及び支給対象者と生計を一にする世帯の構成員が前年度の町税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料及び上下水道使用料(以下「諸税等」と総称する。)を滞納しているときは、支給対象者は、受給者(手当の支給が決定した者)となれるが、手当の支給は受けることができない」ものでございます。

「第2項 受給者が2年目以降の手当の支給を受けようとするときは、毎年規則で定め

る基準日に現況届を町長に提出しなければならない。この場合において、受給者及び受給者と生計を一にする世帯の構成員が前年度の諸税等を滞納している場合は、手当の支給を停止するものとし、基準日の属する年度の手当の支給は受けることができない」とするものでございます。

「第3項 前2項に規定する前年度の諸税等の滞納には、前年度以前からのすべての滞納分を含むものとし、前年度に諸税等の滞納がなくてもそれ以前の諸税等に滞納があり、それが完納されていない場合には、前年度に諸税等の滞納があるものとみなす」ものでございます。

次に、第8条は、受給資格の喪失する事由について規定したものであります。

「第8条 受給者は、支給対象児が死亡又は町内に住所を有しなくなったときは、受給資格を喪失する。」

「第2項 受給者が町内に住所を有しなくなったとき(単身赴任等による場合を除く。)は、すべての受給資格を喪失する。」

「第3項 前2項の規定により受給する資格を喪失した後、受給者が再び町内に住所を有することになっても手当は支給しない」と定めたものでございます。

「第9条は、受給者変更の特例を規定したものでございます。

第9条 受給者が死亡、行方不明又は住所を変更するに至ったときは、規則で定めるところにより、新たに支給対象児を養育することとなった者が受給者となることができる」ものでございます。

第10条は、不正な手段により手当を受給した場合、支給決定の取り消し及び手当を返還させることができるとした規定でございます。

「第10条 町長は、手当の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定を取り消すとともに、既に支給した手当の返還を命ずることができる。」

「第1号 偽り、その他不正な手段により手当の支給を受けたとき。」

「第2号 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき」と定めてございます。

第11条は、規則への委任規定でございます。「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」ということでございまして、参考資料として規則案が添付されていると思います。

附則といたしまして、「この条例は、平成22年4月1日から施行する。」

以上で、説明を終わります。

議長(若泉昌寿君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第3、議案第3号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例までの4件については、本日は議案調査のため説明の

みにとどめ、明日の3月5日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第7号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第7号）及び日程第13、議案第13号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）までの7件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第7、議案第7号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第7号）及び日程第13、議案第13号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）までの7件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第7号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第7号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足してご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第2表継続費の補正でございます。

款2総務費、項2徴税费、事業名が平成24年度固定資産税評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託でございます。事業費が確定したことによりまして、総額を1,506万9,000円、年割額を平成21年度115万4,000円、平成22年度931万1,000円、平成23年度460万4,000円とするものでございます。

次に、第3表繰越明許費でございます。

まず、款3民生費、項2児童福祉費、事業名が子ども手当システム導入委託でございます。事業費が63万円。

款7土木費、項2道路橋梁費、道路災害復旧工事事業で、事業費が750万円。町道103号線道路維持工事事業で、事業費が1億5,600万円。

款8消防費、項1消防費、事業名が全国瞬時警報システム整備工事事業で、事業費が849万6,000円。

款9教育費、項2小学校費で、事業名が地上デジタルテレビ整備事業、事業費が691万1,000円。また、事業名が校務用パソコン整備事業、事業費が693万円。項3中学校費で、事業名が地上デジタルテレビ整備事業、事業費が161万3,000円。次に、事業名が校務用パソコン整備事業、事業費が414万7,000円。項4社会教育費、事業名が地上デジタルテレビ

整備事業、事業費が23万1,000円。

以上の9事業につきまして、年度内におきまして事業が完了しないことから繰り越しをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表地方債の補正でございます。

追加としまして、羽根野地区の町道1005号線の災害復旧事業債で、限度額を180万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、2としまして変更でございます。それぞれの事業費が確定しましたことから、まず、文小学校屋内運動場耐震補強事業で、限度額を20万円増額しまして560万円に、文間小学校屋内運動場耐震補強事業で、限度額を240万円減額をいたしまして1,530万円とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入でございますが、今回の補正予算につきましては、款1の町税から款20の町債までそれぞれ増減がございますが、今年度末までの確定分もしくは確定が見込まれるものについての補正でございます。

それでは、主な内容につきましてご説明申し上げます。

款1町税、項1町民税、目2法人で、均等割が250万円、また法人税割で400万円の減額でございます。これは、法人数が見込みより少なくなったこと、また金融危機による不況のため、法人税割額の減額によるものでございます。

次に、項4たばこ税、目1たばこ税で714万4,000円を減額するものでございます。たばこ消費量の減少により、実績の見込みから減額をするものでございます。

続いて、款13国庫支出金、項1国庫負担金の目1民生費国庫負担金で190万8,000円を増額するものでございます。これは、節1社会福祉費負担金でございますけれども、87万円の増でございます。内訳でございますが、自立支援医療給付費負担金につきましては、サービスを利用しておりました対象者が通院から入院に変更になりましたこと、また、補装具給付費負担金につきましては、義足や車いすの利用が増加したことによるものでございます。節8国民健康保険事業費負担金の103万8,000円の増額につきましては、国の交付額の決定により見込んだものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金で123万1,000円の増額でございます。この内容でございますが、地域生活支援事業補助金で、日常生活用具でストーマなどの利用が増加したことによるものでございます。また、子ども手当システム導入経費補助金につきましては、子ども手当の創設によるシステム導入のため全額補助されるものでございます。

次に、目2衛生費国庫補助金で184万6,000円を減額するものでございます。これは、浄

化槽設置整備事業費補助金については設置基数の決定によるもので、疾病予防対策事業費補助金については、子宮がん、乳がんの受診率向上のための補助でございましたが、受診された方が少なかったことから減額となっております。

目3教育費国庫補助金で、まず、節1事務局費補助金で92万5,000円の減額でございます。これは、私立幼稚園就園奨励費補助金で、対象児童の確定によるものでございます。節2小学校補助金の667万3,000円の減額は、学校情報通信技術環境整備事業費補助金で、地上デジタルテレビ購入事業費、校務用パーソナルコンピューター購入事業費及び校内LAN工事費の確定により721万4,000円の増となりましたけれども、一方で、安心・安全な学校づくり交付金で、文小学校及び文間小学校屋内運動場耐震補強工事、町内小学校3校の太陽光発電設備設置工事及び地上デジタルテレビ用アンテナ設置工事のそれぞれの事業費が確定したことにより1,385万円の減額になったことから、差し引きで減額となっております。

次のページになりますが、節3中学校費補助金は、学校情報通信技術環境整備事業費補助金で、小学校と同様に地上デジタルテレビ購入事業費、校務用パーソナルコンピューター購入事業費、校内LAN工事費等の確定により、331万2,000円の増額となっております。また、節4社会教育費補助金で8万7,000円の減額でございますが、これは地上デジタルテレビ購入費及びアンテナ工事の事業費が確定したことから減額となっております。

次に、目4総務費国庫補助金で9,863万1,000円を増額するものでございます。まず、節1地域活性化・経済危機対策臨時交付金については、交付金の決定により22万6,000円の減額になりました。また、節2地域活性化・公共投資臨時交付金及び節3地域活性化・きめ細やかな臨時交付金については、交付金が確定したことから計上したものでございます。

項5土木費国庫補助金で、127万3,000円を減額するものでございます。これは、耐震改修促進計画策定の事業費が確定したことから減額となったものでございます。

続いて、項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金で26万2,000円の減額でございます。これは、基礎年金事務費の算定基本額の単価の見直しによるものでございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金で115万5,000円の増額でございます。この主な理由でございますが、国庫支出金のところでご説明申し上げました理由によりまして、社会福祉費負担金の43万5,000円の増となっております。節7国民健康保険事業費負担金につきましては、負担金の確定により27万円の減額となっております。節8後期高齢者医療費負担金で99万円の増額でございますが、やはり負担金の確定により増額となったものでございます。

続いて、項2県補助金で目1総務費県補助金783万1,000円の減額は、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金で、アンテナショップ運営委託事業の委託先が決定しなかったことから減額となったものでございます。

目2民生費県補助金65万2,000円の増額につきましては、節1の社会福祉費補助金の31

万6,000円の増で、主に障害者の地域生活支援事業費補助金で、日常生活用具のストーマなどの利用がふえたことによるものでございます。節3 児童福祉費補助金で33万6,000円の増額は、民間保育所保育士増員費補助金といばらき3人っこ家庭応援事業費補助金が、対象となるものが少なかったことから減額となってございますが、一方で、乳児等保育事業費補助金と一時保育促進事業費補助金が、対象となる乳児の増加や補助条件の変更によりまして増となったものでございます。

次に、目3 衛生費県補助金で257万2,000円の減額でございます。これは、浄化槽設置整備事業費補助金で、設置基数の確定によるものでございます。

次の目4 農林水産業費県補助金の37万7,000円の増額につきましては、大平地区の身近なみどり整備事業完了後に、環境維持をするための整備用具を購入するために補助されるものでございます。

目5 商工費県補助金の90万円の減額は、補助事業の対象とならなかった事業があったため減額となったものでございます。

次に、目7 教育費県補助金で91万5,000円の減額は、スポーツエキスパート活用事業、またTT特別配置事業におきまして、1人分の経費を茨城県で全額負担いただいたことから減額となったものでございます。

続いて、項3 県委託金、目1 総務費県委託金で410万7,000円の減額でございます。これは、全国消費者実態調査及び県知事選挙の事業費が確定したことによるものでございます。

続いて、款15 財産収入、目2 利子及び配当金で31万6,000円の減額でございます。これは、利根町減債基金につきましては満期日の取り扱いによりまして増となっておりますが、それ以外の基金利子につきましては利率が下がったことにより減となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

款15 財産収入、項2 財産売却収入でございます。1,802万7,000円の計上でございます。これは、町有地惣新田2049番地で、面積1802.7平方メートルを県道美浦栄線用地として茨城県に売却することになり、計上したものでございます。

続いて、款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金から次のページの目9 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金までの1億6,747万4,000円の減額は、各事業の事業費の見直し確定による余剰金や補助金等で財源に充てることができたことから基金に繰り戻しをするものでございます。

続いて、款19 諸収入、項5 雑入で741万9,000円を増額するものでございます。これは、オクタムジャンボ宝くじの収益金に係る市町村交付金の決定があったことによるものでございます。

款20 町債、目2 教育債で220万円の減額でございます。これは、第2表の地方債の補正でご説明した内容のとおり、事業費の確定によるものでございます。

目3 土木債で180万円の増額は、羽根野地区の町道1005号線の災害復旧事業債を計上したものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1の議会費から款11の諸支出金までそれぞれ増減がございますが、今年度末までの確定もしくは確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。そのうち、節3 職員手当等及び節4 共済費の人員費につきましては、給与改定に伴う期末勤勉手当の減及び人事異動に伴う各種手当の減などによるものですので、それ以外のものもろもろにつきましてご説明いたします。

款1 議会費につきましては、議員2名の欠員に伴います報酬、期末手当などの減額によるものでございます。

款2 総務費、目1 一般管理費で524万6,000円の減額でございますが、次のページになりますが、節12 役務費で実績から通信運搬費で47万5,000円、節13 委託料で利根町例規の制定等が少なかったことから56万7,000円、節18 備品購入費で自動体外式除細動器収納箱を購入いたしました残金など、それぞれを減額したものでございます。

目2 秘書広聴費84万4,000円の減額の主な理由でございますが、専門員の報酬及び旅費等の支払い実績が少なかったことによるものでございます。

続いて、18ページ、19ページをお願いいたします。

目5 財産管理費で877万1,000円の減額となっております。この減額の主なものは、節11 需用費で電気料、上下水道の使用料が少なかったことにより386万1,000円。節13 委託料で、バス運行委託、清掃業務委託については事業費が確定いたしましたこと、電話交換設備等保守点検については、交換機をデジタル交換機に更新したため保守点検が不要となったために252万9,000円が減額となりました。また、節15 工事請負費91万4,000円、節18 備品購入費の73万4,000円の減額は、庁舎議会議場の空調設備改修工事の契約差金及び備品購入費の契約差金の減額によるものでございます。

目8 行政事務改善費の68万6,000円の増額は、4月から行われます組織機構見直しに伴います契約等の管理システムの改修を行うため、経費を計上してございます。

続いて、項2 徴税費、目2 賦課徴収費で51万円の減額は、平成24年度の固定資産税評価替えのための土地評価資料作成業務の契約差金の減額に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

項3 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費の右の説明の下の方でございますけれども、旅券事務費で役務費12万円の増になってございます。これは、組織機構の見直しにより課名が変更となるため、窓口認証印を更新するものでございます。

続いて、項4 選挙費、目3 農業委員選挙費の減額は、無投票となったことから340万8,000円を減額するもので、目4 県知事選挙費と次のページの目5 衆議院議員選挙費については、同じ日に選挙執行をしましたことから、人員費等の経費の支出が少なかったこ

とにより減額となったものでございます。

次に、項5統計調査費、目2諸統計調査費は、事業の実績によりそれぞれの経費を減額したものでございます。

23ページでございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で14万円の減額につきましては、次の24ページになりますけれども、節20扶助費で補装具給付費で義足、車いす等の利用の増加により36万円の増額、重度身体障害者日常生活用具給付費がストーマ等の利用の増加により102万2,000円の増額、更生医療給付金で人工透析の方が通院治療から入院治療に移行したことにより138万円の増額がありましたが、一方で、人件費が減額となったことや、重度心身障害者介護慰労金で支給対象者が少なかったことで36万円の減額があったことにより減額となっております。

次に、25ページまでになります。目5医療総務費で282万7,000円の増額となっております。この主な理由は、節28繰出金で国民健康保険特別会計の事業勘定への繰出金で467万2,000円を増額するもので、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰出金の確定によるものでございます。

目8介護保険費で99万9,000円を増額するものでございます。これは、介護保険特別会計への繰出金で、保険給付費の実績により町負担分が増となったものでございます。

目10保健福祉センター費で457万3,000円を減額するものでございます。これは、賃金、需用費及び委託料で、賃金については支払い実績によるもので、需用費の燃料費につきましては灯油及び軽油の使用が見込みより少なかったこと、光熱水費につきましては冷暖房を部屋別に管理できるようにしたことから電気の使用料が減ったこと、委託料につきましては福祉バス運行業務委託の契約差金を減額したことによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

次に、目11後期高齢者医療費で196万9,000円の減額となっております。これは、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金で、事業費の実績により見込んだものでございます。また、保健事業で、人間ドック及び脳ドック検診業務委託で、受診者が少なかったことから減額となっております。

27ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費で37万1,000円の減額でございます。これは、民間保育所保育士増員費補助金は、文間保育所におきまして12カ月のうち6カ月だけ補助対象になったことから90万円の減額となっております。通信運搬費の減額につきましては、次世代育成支援対策推進法の行動計画策定のためのアンケート調査の返信郵送料で、回答が少なかったことによるものでございます。また、節13委託料で、子ども手当システム導入委託の63万円の増額につきましては、平成22年4月に創設されます子ども手当のシステム導入委託費を計上したものでございます。

目2児童措置費で44万4,000円の増額でございますが、対象児童数が少ないことにより

減額になった項目もございますが、保育所補助金事業で乳児等保育事業費、保育所広域入所児委託補助金、一時保育促進事業費の利用対象児童が見込みより多くなったことにより増となっております。

28ページをお願いいたします。

款4衛生費、目2予防費で325万8,000円の減額になってございます。これは、節19の負補交で高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金で、浄化槽の設置数が決定したことによるものでございます。

続きまして、次のページになりますが、項2清掃費、目1清掃総務費で551万4,000円の減額でございます。これは、節11の需用費で町指定のごみ袋購入についての契約差金を減額したものでございます。

また、目4し尿処理費で49万1,000円の減額につきましては、節19負補交で龍ヶ崎地方衛生組合負担金の均等割負担率が変更となったことから減額となっております。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、目3農業振興費で849万7,000円の減額でございます。減額の理由でございますが、アンテナショップ運営等の事業費でございます。委託先が決まらなかったことから本年度において減額するものでございます。

次に、目4水田農業対策費で120万円の減額につきましては、節19負補交の生産調整推進対策事業達成者奨励補助金で、今年度分の実施面積の実績によりまして減額になったものでございます。

目5農地費につきましては、豊田南用水地盤沈下対策事業負担金で、総事業費が当初の見込みより少なかったことに伴うものでございます。

次に、目6農村環境整備事業費は、大平地区の身近なみどり整備推進事業完了後におきまして、環境を維持するための整備用具の購入費を計上したものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

款6商工費、目2商工振興費の90万円の減額につきましては、補助事業で3事業を予定いたしましたが、対象事業が1事業となったことから減額となったものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費で128万7,000円の減額でございますが、人件費のほか、節13の委託料で53万2,000円の減額でございます。これは、道路台帳補正委託業務の契約差金の減額でございます。

次に、目2道路維持費で3,834万5,000円の減額につきましては、節15の工事請負費で3,271万6,000円の減額で、道路維持工事の契約差金、事業の見直し等によります減額、また町道除草工事、浄化センター周辺施設整備工事等の契約差金の減額によるものでございます。また、節16原材料費で420万円の減額につきましては、年度末までの実績を見込みましての減額となっております。

目3道路新設改良費の1,200万円の減額につきましては、町道112号線の改良について実

施時期を見直したことから減額となりました。

次のページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費の215万5,000円の減額については、主に節13委託料で耐震改修促進計画策定のための業務委託の事業費の確定によるものでございます。

目 3 下水道費で6,950万円の増額につきましては、利根町早尾地区の都市排水路が構造上、早急に改修が必要なため、その事業費を公共下水道事業特別会計繰出金として計上したものでございます。これは、歳入の款13国庫支出金、項 2 国庫補助金で、国の平成21年度第 2 次補正予算に計上されました地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を活用するため、その臨時交付金の事業計画に掲載をして実施するものでございます。

続きまして、款 8 消防費の目 2 非常備消防費で50万4,000円の減額でございます。この主なものは、節 9 旅費の17万円の減額につきましては、費用弁償で出初め式の消防団員の出勤人員の確定によるものでございます。節13委託料は、消防団の団員の健康診査の受診者が少なかったことによるもので、同じく節19負補交におきましても、消防団員数が少なかったことにより減額となっております。

続いて、35ページ、36ページになります。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費で596万6,000円の減額につきましては、人件費のほか、私立幼稚園就園奨励補助金で支給実績によりまして減額となったものでございます。

目 4 教育研究指導費で188万5,000円の減額については、T T 非常勤講師事業とスポーツエキスパート事業で、それぞれ 1 人分の報酬及び謝礼等が県の事業の対象となったことから減額となっております。

次に、項 2 小学校費、目 1 学校管理費で138万円の減額でございます。この主なものは、人件費のほか、節14使用料及び賃借料については、児童輸送用のバス借上料及びデマンド型タクシー使用料で、利用実績等を考慮して減額となったものでございます。

37ページをお願いいたします。

目 5 学校建設費の3,361万1,000円の減額につきましては、節13委託料での文小学校耐震診断委託、文小学校と文間小学校の屋内運動場耐震補強設計業務、耐震補強工事監理業務の事業費の確定に伴う契約差金、また、節15工事請負費で文小学校と文間小学校の屋内運動場耐震補強工事及び小学校 3 校の太陽光発電設備設置工事の事業費の確定により、契約差金を減額するものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

項 4 社会教育費、目 2 公民館費で91万4,000円の減額でございます。これは、節 1 報酬で社会教育指導員を 2 名予定しましたが、1 名になりましたこと、また、節 8 報償費で公民館講座におきまして無報酬で講師をお願いすることができたことによるものでございます。

款10公債費、目2利子で92万6,000円の減額は、平成20年度の借入分の土木債の借入額利子の確定、また消防債の借入額利子の確定、臨時財政対策債においては利子の確定による減額で、見込みより借入利率が低かったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款11諸支出金で、目5利根町環境施設整備基金費で2,339万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算の余剰金を積み立てるものでございます。

その他、目1財政調整基金費から目6利根町義務教育施設整備基金費までは、それぞれの基金の運用による基金利子で、利率が下がったことに伴うものでございます。

目4減債基金費については、定期預金の満期日の算定の関係で増となっております。

目11がんばる利根町応援基金費は、がんばる利根町応援寄附金で寄附があったものを管理するために基金に積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（若泉昌寿君） 暫時休憩します。

再開を13時45分とします。

午後零時25分休憩

---

午後1時45分開議

議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の議案第6号について、健康福祉課長師岡昌巳君から訂正したいという申し入れがありましたので、これを許します。

健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） 先ほど説明いたしました議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例の中で、第7条中、「前年度の町税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料及び上下水道使用料（以下「諸税等」と総称する。）」とご説明いたしましたが、「（以下「町税等」と総称する。）」に訂正をお願いいたします。

なお、その後、第2項、第3項におきましても、「諸税等」と説明した部分につきましては「町税等」に訂正をお願いいたします。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第8号及び議案第9号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第8号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について補足してご説明申し上げます。

7ページお願いいたします。

歳入でございますが、款1国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税で

2,616万1,000円の減額となっております。これは、当初見込みより退職被保険者が少なかったことによるものでありまして、医療給付費及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金の現年度課税分であります。今年度末の国保税の調定額及び収入済額の見直しに伴いまして減額するものであります。

款3 国庫支出金、目1 療養給付費等負担金で1,841万8,000円の減額となっております。これは、一般被保険者の療養給付費の34%が交付されるものでありまして、医療給付費が見込みより伸びなかったことにより減額するものであります。

また、目2 高額医療費共同事業負担金の40万7,000円の減額につきましては、高額医療費共同事業にかかる拠出金でありまして、レセプト1件当たりの医療費が80万円を超える医療費に対して交付されるものでありまして、拠出金額が決定されたことに伴い減額となるものであります。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金で200万円の減額となっております。これは普通調整交付金の減でありまして、療養給付費のおおむね9%が交付されるものでありまして、医療給付費が見込みより伸びなかったため減額となったものであります。

目3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は科目のみの設定でございますけれども、これは70歳から74歳までの窓口負担が1割負担に延長されたことに伴う事業費経費分の補助金であります。

款4 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金で3,280万円の減額となっております。これは、退職被保険者の療養給付費交付金及び過年度精算交付金並びに老人医療費拠出金でありまして、同じく交付金の決定によりまして増減するものであります。

次のページお願いいたします。

款5 前期高齢者交付金で4,131万4,000円の増額となっております。これも、交付額が決定したため増額となっております。

款6 県支出金、目1 高額医療費共同事業負担金で40万7,000円の減額となっております。これも、国庫支出金と同様、拠出金の決定に伴いまして減額するものであります。

項2 県補助金、目1 県調整交付金の700万円の減額につきましては、療養給付費のおおむね7%が県より交付されるものでありまして、やはり医療給付費が伸びなかったため減額となったものであります。

款7 高額医療費共同事業交付金の目1 高額医療費共同事業交付金の439万3,000円の減及び目2 の保険財政共同安定化事業交付金の2,051万3,000円の増額につきましては、やはり同じく交付額の確定決定によるものであります。

款8 繰入金、目1 一般会計繰入金で467万2,000円の増額となっております。これは、基盤安定化分並びに職員給与分、財政安定化支援分が確定したため、いずれも繰り入れ基準額に基づきまして一般会計より繰り入れするものであります。

続きまして、歳出でございます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費で334万7,000円の減額となっております。これは、人件費の減によるものであります。

款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費で4,539万円の増額となっております。これは、当初見込みより療養給付費が伸びたことに伴い増額するものであります。

続きまして、目 2 退職被保険者等療養給付費で3,457万9,000円の減額となっております。これも、当初見込みました退職者、当初予算で600人ほど見込んでおりましたけれども、月平均が556名ということで44人の減額となっております。

次のページお願いいたします。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費で424万6,000円の増額となっております。これも、高額療養費が伸びたことに伴いまして増額するものであります。

款 3 後期高齢者支援金等及び款 5 の老人保健拠出金につきましては、財源が確定したため財源内訳を調整するものであります。

款 6 介護納付金で3,138万円の減額となっております。これも、交付金の確定に伴いまして減額するものであります。

款 7 共同事業拠出金の目 1 高額医療費拠出金でありまして162万5,000円の減額及び目 4 保険財政共同安定化事業拠出金の302万6,000円の減額につきましては、これも交付金が確定したため減額となったものであります。

款 8 保健事業費、目 1 保健衛生普及費で176万7,000円の減額となっております。これは、健康診査の受診者が見込みより少なかったため減額するものであります。

次のページお願いいたします。

款10諸支出金で100万円の増額となっております。これは、一般被保険者の保険税還付金であります。

以上であります。

続きまして、事業勘定についてご説明申し上げます。

17ページお願いいたします。

歳入でございます。

款 1 診療収入、目 2 社会保険診療報酬収入で190万円の減額となっております。これは、当初見込みより診療収入が見込めなかったため減額するものであります。

款 4 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で776万円の減額となっております。これは、今回の補正の余剰金を基金に戻し入れするものであります。

次のページお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費で66万3,000円の減額となっております。これは人件費の減であります。

款 2 医業費、目 3 医療用衛生材料費で966万円の減額となっております。これは、今

年度の11月より、患者に処方する薬剤を院外に切りかえたため減額となったものであります。

款3 基金積立金、目1 財政調整基金費で66万3,000円の増額となっております。これは、今回の補正の余剰金を財政調整基金に積み立てするものであります。

議案第8号は以上でございます。

続きまして、議案第9号 平成21年度利根町老人保健特別会計補正予算（第2号）について補足してご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、支払基金及び国、県におきまして今年度の老人保健の医療費に対する交付金等につきましては、翌年度の平成22年度で確定精算することになったため、歳入を減額するものであります。

また、老人医療費の公費負担割合につきましては、社会保険診療報酬支払基金が50%、国庫負担金が33.33%、県負担金が8.33%、市町村が8.33%の割合で医療給付費等を負担するものであります。

それでは、4ページお願いいたします。

まず最初に、歳入からご説明申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、款1 支払基金交付金の医療費交付金等で640万6,000円の減額並びに款2 国庫支出金の医療費負担分で424万6,000円の減額、並びに款3 県支出金の同じく医療費負担金分で111万7,000円の減額、款4 の繰入金、一般会計繰入金で161万7,000円の減額をするものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款1 医療諸費の医療給付費及び医療費支給費等で、1,338万6,000円の減額となっております。これは、当初見込みました医療費が少なかったため減額するものであります。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第10号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第10号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、補足して説明いたします。

3ページを開いてください。

繰越明許費でございますが、下水道維持管理工事費と霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の繰り越しであります。

最初の下水道工事でございますけれども、6,950万円。これは、先ほど一般会計からの説明がありましたように、早尾台団地と羽根野台団地の間にございます雨水路を改修する工事であります。これは、国からの地域活性化・きめ細やかな臨時交付金4,872万3,000円を単独費と合わせまして工事をするものでございます。

次の建設負担金1,259万9,000円は、県が工事費を繰り越したものに伴うものでございま

す。

続きまして、6ページお願いいたします。

初めに、歳入でございますけれども、一般会計繰入金、補正額6,950万円は、今ご説明しました雨水路の工事費の繰入金でございます。

次に、財政調整基金繰入金399万6,000円でございますが、事業費の不足分を繰り入れるものであります。

次に、雑入でございますが、102万7,000円。これは、20年度分の消費税還付金でございます。

次に、下水道債で30万円の増額でございます。これは、流域下水道債の増額分でございます。

続きまして、下のページ、歳出でございます。

主なものを説明します。

建設事業費と維持管理費の職員手当は、減額は給料改定に伴うものでございます。

建設事業費の19負補交の46万円増額でございますが、流域下水道建設負担金の増額分でございます。

その下の維持管理費の19負補交621万5,000円でございますが、流域下水道維持管理負担金の実質水量の見込み額が決定されたことによる増額でございます。

次に、8ページお願いいたします。

維持管理工事費の13番委託料550万円は、その下の工事費の設計委託費でございます。15番の工事請負費でございますが、先ほど説明しましたように雨水路工事費の6,400万円を予定しております。

以上です。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第11号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第11号 平成21年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款1介護保険料、項1介護保険料で、徴収対象者等が増加したことに伴いまして1,755万円を増額するものでございます。節1特別徴収現年度分で1,800万円の増額、節2の普通徴収現年度分で45万円の減額をするものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1の国庫負担金で126万3,000円を増額するものでございますが、これは歳出におきます介護サービス給付費の増額に伴い、それにかかる費用の国負担分20%分、施設分につきましては15%分の増額でございます。

この介護サービス給付費の増額に伴いまして、項2国庫補助金、目1調整交付金で39万9,000円の増額、また、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金で239万7,000円の増

額、款5 県支出金、目1 介護給付費負担金で133万4,000円、款6 繰入金、項1 一般会計繰入金の目1 介護給付費繰入金で99万9,000円を、それぞれの負担割合によりまして増額するものでございます。調整交付金につきましては5%、支払基金交付金につきましては30%、県負担金につきましては12.5%、施設分につきましては17.5%、町負担分につきましては12.5%の割合でございます。

7 ページの項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金で524万円を減額するものでございます。これは、12月補正で繰り入れました金額を準備基金に戻し入れするものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でトータル650万円の増額、また、項2 の介護予防サービス等諸費で100万円の減額、次のページ、その他諸費で9万円の増額、項5 高額医療合算介護サービス等費240万円の増額につきましては、それぞれ年度末の利用見込みによりまして補正するものでございます。

最後に、款5 基金積立金、目1 介護給付費基金積立金で1,071万2,000円を増額するものでございます。これは、歳入の介護保険料が増額になったこと等によりまして、今回、補正の余剰金を積み立てするものでございます。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第12号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第12号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料で477万2,000円の減額となっております。これは、当初見込みました被保険者数の減、また、制度改正により、低所得者に対する軽減対策といたしまして保険料の9割軽減を行ったため減額となったものであります。

続きまして、款3 繰入金で59万8,000円の増額となっております。これは一般会計からの繰入金でありまして、事務費分の減額につきましては、広域連合の事務費の減額によりまして減額するものであります。また、保険基盤安定化分の増額につきましては、低所得者の軽減分を補てんするため増額するものであります。

続きまして、款5 諸収入で68万2,000円の減額となっております。これは健診料に対する交付金でありまして、当初見込みました受診者が少なかったため減額するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款1 総務費、目1 一般管理費で140万4,000円の減額となっております。後期高齢者健

診業務委託料の減額につきましては、やはり歳入でご説明したとおり、当初見込みより受診者が少なかったための減であります。また、後期高齢者医療共通経費負担金につきましては、広域連合の事務費が確定したため減額するものであります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金で345万2,000円の減額となっております。内訳でございますけれども、保険料分といたしまして477万2,000円の減額、また、保険基盤安定分といたしまして132万円の増額となったものでございます。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第13号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第13号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）について補足して説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

3条予算の収益的収入及び支出の支出の部でございます。

款1 水道事業費、項1 営業費用、目3の総係費で120万7,000円減額補正しまして、8,954万5,000円とするものでございます。これは、給与改定、人事異動等に伴う諸手当の確定による減額でございます。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第7、議案第7号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第7号）及び日程第13、議案第13号 平成21年度利根町水道事業会計補正予算（第6号）までの7件は、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、明日の3月5日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 日程第14、議案第14号 財産の取得についてから日程第15、議案第15号 利根町道路線の認定についてまでの2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第14、議案第14号 財産の取得についてから日程第15、議案第15号 利根町道路線の認定についてまでの2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第14号について、教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、議案第14号 財産の取得につきまして補足してご説明申し上げます。

財産の取得につきましては、今回、校務用パソコンに関する物品購入契約でございます。町内各小中学校において、校務の迅速化、教職員の負担軽減と教育環境の充実のため、今回、教職員用として校務用のパソコンを購入するもので、下記のとおり財産を取得するものでございます。

1として、取得する財産といたしまして、校務用パソコン、ノート型70台を購入するものでございます。

2としまして、取得金額は827万4,000円でございます。

3といたしまして、契約相手方は茨城県土浦市文京町8の21号、関東情報サービス株式会社代表取締役社長山口久三男でございます。

契約の詳細につきましては、参考資料の物品購入契約書を見ていただきたいと思います。

以上のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 次に、議案第15号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第15号 利根町道路線の認定について補足説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、利根町道路線を下記のとおり認定するものでございます。

3路線ございまして、整理番号1番の町道1616号線は、もえぎ野台の中ございまして、一部近隣サービス地区という広いところがございまして、それを開発行為しまして中に道路をつくったことによる路線認定でございます。

次の2番、3番でございますが、町道2763号線と2764号線でございますが、これはスーパー堤防事業の家屋移転に伴いまして町で開発行為をしております。その2の1地区の道路を新たにつくったことに伴う認定2路線でございます。

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第14、議案第14号 財産の取得についてから日程第15、議案第15号 利根町道路線の認定についてまでの2件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、明日の3月5日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（若泉昌寿君） 日程第16、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命について補足してご説明を申し上げます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得るため、提案をするものでございます。

利根町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。

1の住所ですけれども、利根町大字押戸10861番地、氏名が飯田 清氏、生年月日が昭和22年1月17日。

そのほか、略歴につきましては、議案第16号の参考資料をご参照願いたいと思います。

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

議案第16号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

ただいま新たに利根町教育委員会委員に任命されました飯田 清氏に、あいさつをお願いします。

〔利根町教育委員会委員飯田 清君登壇〕

利根町教育委員会委員（飯田 清君） ただいまご紹介いただきました飯田 清でござ

います。

このたびは、教育委員にご承認いただき、責任を重く感じているところでございます。浅学非才の身ではございますが、誠心誠意、教育文化の向上に努力する所存でございますので、皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

議長（若泉昌寿君） あいさつが終わりました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第17、議案第17号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第17号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について補足してご説明を申し上げます。

これは、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を得るため、提案をするものでございます。

利根町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

住所ですけれども、利根町大字布川3355番地、氏名が伊藤 壽氏、生年月日が昭和17年12月9日。

そのほか、略歴につきましては、議案第17号の参考資料をご参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

議案第17号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第17号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第18、議案第18号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第18号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月10日に議会の議決を経て、龍ヶ崎市との公の施設の相互利用に関する協定書を締結しておりますが、龍ヶ崎市の新たな施設の追加と本町の施設の名称の変更に伴いまして、協定書の一部を変更したいことから、議会の議決を求めるために、別紙のように提案をするものでございます。

それでは、議案第18号の参考資料、龍ヶ崎市との「公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書」新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

龍ヶ崎市の14龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）の次に、15としまして「龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）」を追加いたしまして、「15龍ヶ崎市都市公園（北竜台公園）」を「16龍ヶ崎市都市公園（北竜台公園）」に改め、以下、番号を一つずつ繰り下げをするものでございます。

次に、利根町の「利根町福祉センター」を「利根町保健福祉センター」に名称を改めるものでございます。

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第18、議案第18号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、明日の3月5日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第19、議員提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員五十嵐辰雄君。

〔 9 番五十嵐辰雄君登壇 〕

9 番（五十嵐辰雄君） 議員提出議案第 1 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する  
条例について説明いたします。

議員提出議案第 1 号

平成22年 3 月 4 日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 五十嵐辰雄

賛成者 同 会田 瑞穂

賛成者 同 高橋 一男

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第 2 項の規定によ  
り提出します。

この改正につきましては、平成21年12月第 4 回定例議会におきまして提案されました利  
根町課等設置条例の一部を改正する条例の可決によりまして改正する必要性が生じたので、  
提案するものです。

新旧対照表で説明します。

現行の第 2 条総務委員会所管 4 課にまちづくり推進課、住民課を加えて 6 課に、厚生文  
教委員会所管現行 3 課を福祉課、保健福祉センター、環境対策課、保険年金課、国保診療  
所、教育委員会の 6 課に、産業建設委員会所管現行 3 課に農業委員会を加えて 4 課に改め  
るものです。

以上で、説明を終わります。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから議員提出議案第 1 号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第 1 号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決い  
たします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第20、議員提出議案第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

2番（西村重之君） それでは説明させていただきます。

議員提出議案第2号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者	利根町議会議員	西村 重之
賛成者	同	岩佐 康三
賛成者	同	五十嵐辰雄

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

説明させていただきます。

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

政府におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 衆議院議長 横道 孝弘 殿  
参議院議長 江田 五月 殿  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿  
総務大臣 原口 一博 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第21、議員提出議案第3号 中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

2番（西村重之君） それでは説明申し上げます。

議員提出議案第3号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 西村 重之

賛成者 同 岩佐 康三

賛成者 同 五十嵐辰雄

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）

金融機関に中小企業等の金融の円滑化を促す「中小企業等金融円滑化法」が平成21年12月4日に施行され、約3カ月になります。同法は、弾力的な融資、返済緩和などの貸付条件変更、旧債の借換え等、中小企業支援を旨とした適切な措置をとるよう金融機関に努力義務を課しています。

しかし、「貸付条件変更対応保証制度」を申請できる企業の資格要件が、既に別の信用保証を受けている企業や、政府系金融機関の日本政策金融公庫・商工中金等から融資を受けている企業は対象外となっていることから、本保証制度の対象は、信用保証協会や政府系金融機関から融資を受けていない企業、即ち財務体質の良い優良企業に限定されるということになり、制度の趣旨から見て対象企業は皆無であり、制度が完全に骨抜きになっていると言わざるを得ません。

実際に、これまでに利用した中小企業はわずかです。日本経済新聞社が今年1月22日にまとめた「中小企業経営者調査」によると、「中小企業等金融円滑化法」の利用に対し「すでに利用した」という回答は4%「利用する予定」は2%にとどまり、逆に「利用しない」「利用は難しい」は合わせて83%にも上り、中小企業の円滑な資金繰りを図るには同法は実効性が不十分であることが明らかです。

しかも、厳しい経済情勢により、売上減少に苦しむ中小企業の資金繰りは年度末に向かって一層ひっ迫することが懸念されます。

よって国は、「中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期す」という同法の附帯決議の趣旨を踏まえ、一日も早く同法が真に実効性あるものとなるようあらゆる手立てを講じるよう、強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

金融担当大臣 亀井 静香 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第3号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第3号 中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。

失礼しました。起立多数です。したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第22、議員提出議案第4号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

2番（西村重之君）

議員提出議案第4号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 西村 重之

賛成者 同 岩佐 康三

賛成者 同 五十嵐辰雄

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）

若者の雇用環境は先が見えない不安で覆われています。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年12月の若年層（15～24歳）失業率は8.4%で、全体の完全失業率5.1%を大きく上回っています。

こうした中で新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっています。大卒予定者の就職内定率は昨年12月1日現在で73.1%（前年同期比でマイナス7.4ポイント）、高校新卒者は同11月末現在で68.1%（同マイナス9.9ポイント）と、いずれも過去最低となりました。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧さ

れており、その十分な対策も急務です。このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考えます。

よって政府におかれては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、以下の項目につき、確立するよう強く要請するものであります。

#### 記

- 1．地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」「緊急雇用創出事業」の基金（7,000億円）を更に積み上げること。
- 2．「訓練・生活支援給付」の恒久化、および未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用（試行雇用）」の拡充や、「働く場」と「職業訓練」を一体的に提供する「雇用付研修体系」（例：フレキシブル支援センター）の促進を図ること。
- 3．新卒者の内定率の低下と就職活動にかかる費用負担が非常に重いことに鑑み、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。また、「ジョブカフェ」の持つ就職活動のノウハウを教育機関に提供するため、大学構内に「ジョブカフェ大学出張所」の設置を推進すること。
- 4．中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理総理大臣 鳩山由紀夫 殿

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第4号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第4号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第23、議員提出議案第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員五十嵐辰雄君。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

9番（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第5号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 五十嵐辰雄

賛成者 同 西村 重之

賛成者 同 岩佐 康三

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは、別紙を朗読いたします。

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）

地方自治体等からの国に対する陳情・要請については昨年末より、その窓口を民主党に一元化されてしまったことにより、政府に対して直接、地方の声を届けることが出来なくなりました。「本当に、地方の声が国に届くのか」という不安や批判の声が各地で渦巻いています。

政府の中からも総務大臣が、昨年11月7日に開催された「地方分権推進全国会議」（主催：地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会）において、「首長は主権者の代表であり、中央政府の人間が誰かを通さないと首長と会わないというようなことは、絶対にあってはならない」という趣旨の発言をされております。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望を政党が一元化して受けることによって、行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反する行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねません。

よって、政府におかれては、行政府として直接、地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先	衆議院議長	横道孝弘 殿
	参議院議長	江田五月 殿
	内閣総理大臣	鳩山由紀夫 殿
	副総理・財務大臣	菅直人 殿
	総務大臣	原口一博 殿
	内閣官房長官	平野博文 殿
	国家戦略・行政刷新担当大臣	仙石由人 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第5号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第5号 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第24、議員提出議案第6号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員五十嵐辰雄君。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

9番（五十嵐辰雄君）

議員提出議案第6号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 五十嵐辰雄

賛成者 同 西村 重之

賛成者 同 岩佐 康三

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。  
それでは、別紙を朗読いたします。

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）

政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせます。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、10年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。

しかも、10年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという“変則”で、極めて遺憾です。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。

よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿  
厚生労働大臣 長妻 昭 殿  
総務大臣 原口 一博 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第6号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第6号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり

可決されました。

議長（若泉昌寿君） 日程第25、議員提出議案第7号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員能登百合子さん。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君）

議員提出議案第7号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者	利根町議会議員	能登百合子
賛成者	同	岩佐 康三
賛成者	同	西村 重之
賛成者	同	五十嵐辰雄

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

別紙、朗読いたします。

児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書（案）

児童虐待防止法の制定により、児童相談所の体制強化や市町村における虐待防止ネットワークなど、地域における児童虐待防止に向けた取り組みが進められてきています。一方で、児童相談所の一時保護の増加や、児童養護施設からの父母による強引な連れ戻しなど課題も多く、子どもたちを虐待から守るために今後の早急な対策が求められています。

とりわけ親権を盾にし、その陰で行なわれている児童虐待に対しては、新たな法整備が必要です。子どもの安全確保や、施設責任者の判断の優先化などについて、より実効性のある対応をすべきです。

現行の民法には、親権を全面的にはく奪する「親権喪失」に関する規定がありますが、親権のすべてが無期限に奪われた場合、その後、親子関係を回復することが難しくなるなどの問題点があります。このため、虐待の対応に当たる教育・福祉関係者などからは、より弾力的に親権を制限できる制度を求める声が上がっています。

法務省も、親による子の虐待を防止するため、民法上の親権を制限できる制度を導入する方針を固め、民法の関連規定の見直しについて検討して同法改正を目指していると報じられています。

新たな法整備を行なうに当たっては、父母の「親権の一時停止」や「監護権の停止」を認める制度とするなど、より弾力的に親権制限を行使できるものとするよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理総理大臣 鳩山由紀夫 殿  
法 務 大 臣 千葉 景子 殿  
厚生労働大臣 長妻 昭 殿  
文 部 科 学 大 臣 川端 達夫 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第7号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第7号 児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第26、議員提出議案第8号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員能登百合子さん。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君）

議員提出議案第8号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 能登百合子

賛成者 同 岩佐 康三

賛成者 同 西村 重之

賛成者 同 五十嵐辰雄

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。  
別紙、朗読します。

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書（案）

本年2010年は「国民読書年」です。「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年にあたる10年、政官民協力のもと国を挙げて読書の機運を高めようと、08年6月に衆参両院全会一致で「国民読書年に関する決議」が採択され、制定されました。

にもかかわらず、10年度政府予算案では、「子ども読書応援プロジェクト」事業（09年度予算額1億5506万円）を廃止、その代わりに、子ども読書の普及啓発予算として4900万円を計上したものの、結果的に子どもの読書活動の関連予算が大幅削減されてしまいました。また、読み聞かせなどの読書活動を行うボランティア団体に助成金を支給している官民出資の「子どもゆめ基金」も、政府出資金100億円が全額国庫返納となり、事業の大幅な縮小を余儀なくされています。

このように、鳩山政権によって子どもの読書活動に関連する予算が大幅に削減されたことは大変に残念であり、地道に読書活動を推進してきた学校やボランティア団体などからは驚きと不安の声が相次いでおります。

昨年11月に発表された文部科学省の社会教育調査結果によると、全国の図書館が07年度に小学生に貸し出した本は登録者1人当たり35.9冊と過去最多となり、1974年度の調査開始時（16.5冊）に比べて2.2倍に伸びました。この結果は、「子ども読書活動推進法」の制定（01年）を機に、学校での「朝の読書」や、家庭や地域、学校などでの「読み聞かせ」活動などが着実に根づいてきたこと、また国が積極的に読書活動推進の事業を行ってきたことの表れといっても過言ではありません。

読書活動推進の取り組み効果が表れているにもかかわらず、まさに「国民読書年」の本年に予算を削減するというのは、08年の国会決議にもとるものです。

子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や創造力などを高め、豊かな心を育むとともに、様々な知識を得るなど、生きる力を養う上で欠かすことのできない活動であります。「政官民協力のもと国を挙げてあらゆる努力を重ねる」という国会決議を真に履行し、子どもの読書活動を守り育てていくため、政府は子どもの読書活動を推進するための十分な予算を確保するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

文部科学大臣 川端 達夫 殿

以上です。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第8号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第8号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書（案）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第27、議員提出議案第9号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書（案）を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

12番（岩佐康三君）

議員提出議案第9号

平成22年3月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

提出者 利根町議会議員 岩佐 康三

賛成者 同 西村 重之

賛成者 同 五十嵐辰雄

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書（案）

上記について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

案文の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書（案）

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えましたが、介護現場では深刻な問題が山積しています。特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻です。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そ

して介護事業者および介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービスおよび介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきています。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれています。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現をめざすには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められています。

そのために、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考えます。政府におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について早急な取り組みを行なうよう強く要望します。

#### 記

1．2025年までに“介護施設の待機者解消”を目指す。そのために、介護3施設を倍増させ、特定施設、グループホームを3倍増する。

介護3施設：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設

特定施設：有料老人ホーム、ケアハウスなど。

2．在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レストパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。

3．煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続きを簡素化、要介護認定審査を簡素化し、すぐに使える制度に転換する。

4．介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。

5．介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担でまかなう。

1号保険料は現在4160円（月額）。このままいけば2025年に6300円を超えると見られている。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先 内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

以上でございます。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

ここで議員提出議案第9号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第9号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(案)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若泉昌寿君） 起立多数です。したがって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（若泉昌寿君） 日程第28、請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願を議題といたします。

請願の趣旨、事項説明を求めます。

紹介議員を代表して、利根町議会議員西村重之君。

〔2番西村重之君登壇〕

2番（西村重之君） それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

利根町議会議員定数の削減を求める請願

利根町議会議長 若泉昌寿 様

受理番号請願第11号

受理年月日 平成22年2月22日

請願者住所氏名

利根町大字羽根野850番地83

町住民の会代表 矢本 武

利根町大字布川2208番地27

元・利根町議会議員 白旗 修外2,283名

紹介議員 五十嵐辰雄

紹介議員 西村 重之

それでは、請願趣旨につきまして朗読させていただきます。

請願趣旨

利根町の財政が年々厳しくなるなか、行政の無駄をなくすことはますます重要な課題になっています。このことは、町執行部のみならず、町議会にも求められている課題と我われは考えます。

今般、このような問題意識のもとに、我われは利根町議会の議員定数を削減することにより、議会運営費を削減し、行政経費の削減に資することを議会に要望します。

## 請願事項

利根町議会議員の定数を現行14名（現在欠員2名、実数12名）から4名削減し、定数を10名とすることを要請します。また、実施は平成23年の町議会議員選挙からとすることを求めます。

以上で、請願の朗読を終わります。

議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本請願の取り扱いについては、本日は説明のみにとどめ、総務常任委員会に付託し、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

総務常任委員会におかれましては、十分なる審議の上、今期定例議会最終日に審査状況、結果の報告をお願いいたします。

---

議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日3月5日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後3時17分散会